

■ 4条1項11号

不服 2024-013602

<本願商標>

「D e a r U p l u s」(標準文字)

第9類「電子メール・チャット等の通信機能を有する電子計算機用プログラム, 電子メール・チャット等の通信機能を有する携帯電話用プログラム, 電気通信機械器具, 電子応用機械器具及びその部品, 電子出版物」

第35類「電子計算機端末または移動体電話でアクセス可能なホームページを利用した広告, 電子計算機端末または移動体電話でアクセス可能なホームページ上での広告スペースの提供, 電子計算機端末または移動体電話でアクセス可能なホームページを利用した商品の販売に関する情報の提供, コンピュータソフトウェアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

第41類「通信ネットワークを介した娯楽の提供及びこれらに関する情報の提供, 電子出版物の提供, インターネットを通じた書籍及び写真アルバムの制作, インターネットを通じた映画・映像・音及び音楽の提供, インターネット経由でのビデオ・映画・画像・映像・テキスト・写真・ゲーム・オーディオコンテンツ提供及びこれらに関する情報の提供」

第42類「スマートフォン用及びコンピュータ用アプリケーションソフトウェアの提供, 電子計算機用プログラムの提供, コンピュータ通信ネットワークを介した電子掲示板・電子会議室・チャットルーム用のサーバのエリア貸与」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1: 「d e a r U」(標準文字)

第9類「業務用テレビゲーム機用プログラム, 電気通信機械器具, 携帯情報端末, 電子計算機用プログラム, 家庭用テレビゲーム機用プログラム, 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 電子出版物」

第41類「電子出版物の提供、インターネットを利用して行う映像の提供、オンラインゲームの提供並びにこれらに関するコンサルティング及び情報の提供」他、第38類及び第45類

引用商標2：「DEAR YOU」（標準文字）

第35類「広告業、トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言、事業の管理、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、財務書類の作成、職業のあっせん、競売の運営、輸出入に関する事務の代理又は代行、新聞の予約購読の取次ぎ、速記、筆耕、書類の複製、文書又は磁気テープのファイリング、コンピュータデータベースへの情報編集、電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作・・・他」及び第20類、第21類、第24類、第27類、第29類、第30類及び第43類

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「Dear U plus」の欧文字を標準文字で表してなるところ、各単語の間に1文字分の間隔を設けながらもその構成文字は同一の書体、同一の大きさをもって、外観上まとまりよく一体的に表されたものであり、構成文字全体を一連に発音した「ディアユウプラス」の称呼も冗長なものではない。

また、本願商標の構成中「Dear」の文字部分は、「親愛な」等の意味を、「plus」の文字部分は、「ほかに何かを加えた」等の意味を有する英語（いずれも「新英和（第7版）・和英（第5版）中辞典」株式会社研究社参照）であり、それらの間に「U」の欧文字一字を配して一連に表した本願商標は、構成文字全体として、直ちに具体的な意味合いを認識させるものではない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ディアユウプラス」の称呼を生じるが、特定の観念を生じるものではない。

(2) 引用商標について

ア 引用商標1は、「dear U」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「dear」の文字部分は、「親愛な」等の意味を有する英語（前掲書参照）であり、それに「U」の欧文字一字を配して一連に表した引用商標1は、直ちに具体的な意味合いを認識させるものではない。

そうすると、引用商標 1 は、その構成文字に相応して、「ディアユウ」の称呼を生じるが、特定の観念を生じるものではない。

イ 引用商標 2 は、「DEAR YOU」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「DEAR」の文字部分は、「親愛な」等の意味を、「YOU」の文字部分は、「あなた（たち）は」等の意味を有する英語（いずれも、前掲書参照）であり、構成文字全体として「親愛なあなた（たち）」程の意味合いを認識させる。

そうすると、引用商標 2 は、その構成文字に相応して、「ディアユウ」の称呼を生じ、「親愛なあなた（たち）」程の観念を生じる。

（3）本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、「p l u s」の文字部分及び「U」と「YOU」の文字部分の差異に加え、「D e a r」「d e a r」「DEAR」の欧文字部分にしても、大文字と小文字の差異を有するから、判別は容易である。

また、称呼においては、語頭「ディアユウ」の構成音を含む点において共通するが、語尾「プラス」の構成音の差異により、全体としての語調、語感は明らかに異なるものになるから、聴別は容易である。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標 1 とは、いずれも特定の観念を生じないから比較することができない。また、本願商標と引用商標 2 とは、引用商標 2 から「親愛なあなた（たち）」程の観念を生じるため、観念上、相紛れるおそれはない。

そうすると、両商標は、外観及び称呼において、判別及び聴別は容易であり、観念において、比較できないか又は相紛れるおそれはないから、それらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

（4）まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、その指定商品及び指定役務について比較するまでもなく、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当しない。

そうすると、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「Dear U plus」と、引用商標1「dear U」及び引用商標2「DEAR YOU」は、外観及び称呼において、判別及び聴別は容易であり、観念において、比較できないか又は相紛れるおそれはないから、それらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

本事件の論点は、本願商標を構成する「Dear U」の部分が要部になり得るか、逆に言えば、「plus」の部分に識別力が認められるかという点と言えるでしょう。

この点について、審査では、「plus」の部分は「自他商品・役務の識別標識としての機能を有さないか、あるいは、極めて弱いものである」と判断され識別力を否定しましたが、審決ではこれには触れることなく、商標の一体不可分性が認められております。

近年の審決では、記号の「+」の有無の違いがある商標についての類似性が争われているものをしばしば見かける印象があります。たとえば、以前にご紹介した「CURRENT+ \ カレントプラス」と「CURRENT」が非類似とされた事件（不服 2020-8208）、「MONO+」と「MONO」が非類似とされた事件（不服 2023-006307）などがあります。



なお、特に最近の例としては、「類似」と判断された事件（不服 2023-018211）があり、この審決では、「+」と「プラス」の部分の識別力が否定されています。本願商標を構成する「plus」と、「+」及び「プラス」という文字種の違いはありますが、本願商標の審査では、この審決の影響が少なからずあったのではないかと推測されます。

実務では、「最近、特許庁の識別力の判断が厳しくなった」という話をよく耳にしますが、これに伴って、商標の一部に識別力が微妙な語を含む商標の類否判断も厳しくなる傾向が考えられます。我々弁理士が商標調査を実施してクライアントに調査結果を報告する際などには、より慎重な判断が求められるかもしれません。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年1月26日 >